

旧板橋第三小学校跡地活用及び児童相談所の設置に係る説明会 概要

板橋区 政策経営部 政策企画課

子ども家庭部 児童相談所設置担当課

1 説明会開催状況

(1) 開催日時

- ① 平成30年6月29日(金) 午後7時～午後8時10分
- ② 平成30年7月1日(日) 午前10時～午前10時50分

(2) 開催場所

いたばし総合ボランティアセンター第4ボランティア・NPOルーム

(3) 出席者

板橋区政策経営部政策企画課長
板橋区政策経営部施設経営課長
板橋区子ども家庭部児童相談所設置担当課長
板橋区子ども家庭部子ども家庭支援センター所長

(4) 参加人数

- ① 平成30年6月29日(金) 22名
- ② 平成30年7月1日(日) 11名

2 内容(説明者)

- (1) 旧板橋第三小学校跡地活用について(政策企画課長)
- (2) (仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画について(児童相談所設置担当課長)

3 配布資料

旧板橋第三小学校跡地活用基本構想(素案) (資料1)
(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画について (資料2)
平成29年度旧板橋第三小学校跡地利用及び児童相談所の設置に係る区民説明会概要(参考)

4 質疑応答要旨

Q1: 旧板橋第三小学校校舎は地域の施設として利用しているが、現在入居している機能は今後どのようになりますか。

A1: 旧板橋第三小学校の西側校舎が当面残されるため、その間は継続してお使いいただけます。
(政策企画課長)

Q2: 旧板橋第三小学校の校庭や体育館は、地域住民の遊び場であったり、バレーボールの練習場に使われているため、施設を整備する際には、地域コミュニティや交流の場としての機能を考慮してほしい。

A2: 第2期の具体的な計画はまだ決まっていますが、活用の方向性として多世代交流ということを考えておりますので、工事中も含め、広場をある程度確保できるように地域のご意見を

伺いながら計画を進めてまいります。(政策企画課長)

また、工事中の安全区画の範囲を極力小さくし、広場を広く確保できるよう工夫します。(施設経営課長)

Q 3 : 旧板橋第三小学校の校庭は今後も地域のイベントに利用できますか。

A 3 : 工事中も含め、広場をある程度確保いたしますので、地域行事にもご利用いただけます。
また、継続して広場をご利用いただくためにも、校舎の解体工事工程を2期に分けていたものを1期に集約する工夫をいたしました。(施設経営課長)

Q 4 : 火事が起きた際プールの水を消火に利用できると考えていましたが、プールを取り壊すことに伴い、貯水槽などを整備する予定はありますか。

A 4 : 西側校舎の地下に防火水槽がありますので、新たな整備予定はありません。(施設経営課長)

Q 5 : 旧板橋第三小学校校舎の地下の水槽を利用した放水訓練を校庭で行ってきましたが、今後も訓練を行うことはできますか。

A 5 : 旧板橋第三小学校の東側校舎は、子ども家庭総合支援センターの整備に先行して取り壊しますが、水槽は西側校舎側に位置するため、お使いいただけます。(施設経営課長)
しかし、工事期間中は校庭が狭くなるので、訓練に必要な広さを確保できるか具体的な調整が必要になります。(政策企画課長)

Q 6 : 仮拡幅した道路は元に戻しますか。

A 6 : 仮拡幅した道路については、総合支援センターの開設後、6 m道路に本整備する予定です。
(施設経営課長)

Q 7 : 拡幅する道路は、車が対面走行できますか。

A 7 : 対面走行できます。道路の区画線については未定です。(施設経営課長)

Q 8 : 拡幅される道路まで消防車が進入できますか。また、初期消火施設の整備が必要ではありませんか。

A 8 : 災害時にどの地域まで消防車が進入できるかシミュレーションはしていませんが、消防活動困難区域については考え方を示しているため、道路の拡幅によりそれらの指定が解消された次第です。(施設経営課長)

Q 9 : 計画敷地周囲の道路は車の交通量が多く、工事用車両と交錯すると歩行者の安全の確保が心配されますが、工事用の車両はどのように敷地に出入りしますか。

A 9 : 工事のために工事用車両が進入することはやむをえませんが、歩行者の安全を確保しながら工事用の車両が出入りできるように、東側の道路を拡幅します。そのためにも拡幅部分に設置された倉庫やキュービクルと呼ばれる電気を受け取る設備を撤去します。また、歩行者の安全確保のために交通誘導員を配置します。(施設経営課長)

Q10：旧板橋第三小学校跡地活用の核となる機能に、総合支援センターと防災・コミュニティ機能との相乗効果が期待できる機能とありますが、具体的にはどのような機能をお考えですか。

A10：具体的にはこれからになりますが、平時は憩いの場として使い、災害時にも利用できる広場などを考えています。(政策企画課長)

Q11：旧板橋第三小学校跡地に整備される広場機能や防災機能と総合支援センターの連携とは、具体的にはどのような連携をお考えですか。

A11：総合支援センターが提供するサービスには子育て支援サービスがあり、保護者と子どもが集まることが想定されるため、板橋区が開催する『すくすくまつり』に利用したり、子育てボランティアとの連携も検討していきたいと考えています。(児童相談所設置担当課長)

Q12：ボランティア拠点機能として社会福祉協議会が移転してきますか。

A12：社会福祉協議会とボランティアセンターとの連携による機能強化は期待できる場所ですが、具体的な調整はこれから行います。(政策企画課長)

Q13：東日本大震災の時、中山道に人があふれかえりましたが、そのような帰宅困難者を受け入れることを想定していますか。

また、帰宅困難者を受け入れるのであれば大規模な施設が必要になり、総合支援センターに隣接してそのような施設を設置する弊害も懸念されますが、どのようにお考えですか。

A13：総合支援センターにホールのような部屋は設置されますが、帰宅困難者の受け入れなどの防災機能としての利用は予定しておりません。(児童相談所設置担当課長)

帰宅困難者の対応については、近隣の帰宅困難者向けに設置されている場所に誘導することになります。具体的な大災害時の防災計画は危機管理室の担当になりますので、本日いただきましたご意見については危機管理室と情報を共有いたします。(政策企画課長)

Q14：防災機能とは具体的にどのような機能をお考えですか。

A14：防災用の備蓄倉庫や災害時に地域住民が利用できる広場を検討しています。(政策企画課長)

Q15：広場を地域の避難地として利用するのであれば、避難しやすい広場の整備が望ましいと考えますが、現在設置されている校舎の廻りの塀はどのようになりますか。

A15：計画は未定ですが、敷地の西端に門が設置されていますので、避難の際は開放すれば中に入ることができるようになります。(施設経営課長)

Q16：地域の観光資源を回遊する人の休憩場所を整備するとありますが、どのような利用を想定していますか。また、現在どれぐらいの観光客が来ているかわかりますか。

A16：計画敷地近くの交番に隣接した広場のように、休憩に利用したり、中山道の史跡を紹介したりすることで、中山道を観光資源として盛り上げたいと考えています。観光客の具体的な人数については把握しておりません。(政策企画課長)

Q17：計画敷地近くの交番に隣接した広場では、その利用方法や管理に課題があると考えています

が、新たに休憩場所を整備した場合、その管理はどのようにされますか。

A17：現時点では具体的な利用・管理方法は未定ですが、施設管理者が適切に管理するようにいたします。（政策企画課長）

Q18：今回の跡地活用の中で地域というのはどの程度の範囲を想定していますか。

A18：広場機能・地域支援・防災機能については、旧板橋第三小学校の校区や周辺の木造密集地域、環状7号線と石神井川に囲われた範囲を想定しています。（政策企画課長）
なお、総合支援センターは板橋区に1か所だけ整備されるため、板橋区内全域を対象にしています。（児童相談所設置担当課長）

Q19：心配した保護児童の親や友達が施設を訪ねる可能性はありますか。

A19：都内他施設の状況を伺ったところ、そのような事例は時折あるとのことでしたが、近隣にご迷惑をおかけしないよう警備員に対応にあたりせたり、警察や近隣の交番と連携を図ることも考えています。（子ども家庭支援センター所長）
また、保護する子どもの対象は、重大な犯罪を犯した子どもではなく、主に家庭で養育できなくなったお子さん、保護する必要がある子どもたちになります。ご理解のほどよろしくお願いたします。（児童相談所設置担当課長）

Q20：保護した子どもが無断で施設を出てしまうことはありますか。

A20：子どもを保護するにあたっては、保護者と子ども本人の同意を得ることを前提にしていますが、他施設の状況を伺ったところ、保護した子どもが施設での生活を窮屈に思うことがあり、時折そのような事態が生じるとのことでした。そのようなことが起きないように、施設の職員や警備員が対応にあたります。（子ども家庭支援センター所長）

Q21：子どもを保護するにあたり、総合支援センターと他の自治体・他の施設との連携はどのように図っていますか。

A21：他の児童相談所から子どもを預かる場合については、児童相談所運営指針があり、それに基づき行います。書類のやり取りをしますが、一例としてはまずは相手先の担当者に電話をし、事案受理の確認をいたします。また、場合によっては直接相手先の担当者との面会をし、預かった子どもの個別の事情を伺うこともあります。その後は総合支援センター内でケース会議を開き、職員間で情報共有の上、今後の子どもの見守りの方針を検討します。（児童相談所設置担当課長）

Q22：保護する子どもは何名受け入れるのですか。また年齢の割合はどのようになっていますか。

A22：定員は30名になります。幼児が6名、学齢児童が24名になります。
これまで東京都の施設で保護した板橋区の子どもの数を元に、今後の伸び率を見込み30名の定員を算定いたしました。（児童相談所設置担当課長）

Q23：保護した子どもはどちらの学校に通うのですか。

A23：現状では一時保護した子どもを学校に通わせることは困難と認識しています。保護所にいる

間は、学習指導員が子どもの学習指導にあたります。(児童相談所設置担当課長)

Q24：保護した子どもに地域のお祭りに参加してもらい、地域との関わりを持ってもらうことはできますか。

A24：保護した子どもそれぞれに適した処遇を考えますので、その処遇に沿った施設の中での生活に専念させることを基本にしています。(児童相談所設置担当課長)

Q25：保護する子どもと職員のコミュニケーションや、子どもを見守る地域の温かい目が求められると考えていますが、総合支援センターでは保護した子どもとどのように関わり、どのように接するお考えですか。

A25：専門の職員が子どもそれぞれの事情に考えをめぐらし、一時保護をしたり、里親を探すなど様々な処遇を検討します。また、その対応については関係機関や地元の方々と連携を図ることが大切であると考えています。(児童相談所設置担当課長)

Q26：板橋区の子どもを持つ世帯の割合はどのようになっていますか。

A26：板橋区の子どもの数はまだ増えています。世帯は不明ですが、子どもの数は0歳から18歳までの数は7万数千人ほどになります。(児童相談所設置担当課長)

Q27：総合支援センターの入り口はどのあたりに設置されますか。

A27：具体的な位置はこれからの設計工程の中で決まりますが、想定される位置は東側になります。総合支援センターは外部から隠す施設ではありませんが、保護する子どもに関係する出入口はプライバシーやセキュリティに配慮したいと考えています。(児童相談所設置担当課長)

Q28：工事期間や、全体計画の行程を教えてください。

A28：第1期工事は平成32年度に始まり平成33年度に完了しますが、第2期の計画は機能や規模、財政上の検討を重ねる必要があるため、完了の時期は未定です。(政策企画課長)

Q30：旧板橋第三小学校の校舎を解体するにあたり、安全性の確認についてはどのようにお考えですか。

A30：旧板橋第三小学校は、その建設時期から建物にアスベストが使われていることが分かっています。アスベストを撤去するにあたっては、建物を取り囲む足場の周りをビニールで養生しアスベストを封じ込めたうえで撤去します。それらの計画も、今後、地元の皆様に説明をしながら進めさせていただきます。(施設経営課長)

Q31：工事の際は、地域の交通事情を十分に理解してから、工事車両を誘導してください。

A31：交通誘導員への指導を徹底いたします。(施設経営課長)

以上

旧板橋第三小学校跡地活用基本構想（素案）

旧板橋第三小学校については、平成14年3月の閉校以来、旧校舎に改修を加えて用途転用し、いたばしボローニャ子ども絵本館、いたばし総合ボランティアセンターなどとして暫定利用している。今後、新たな行政需要への対応として先行して進めている「(仮称)子ども家庭総合支援センター」の検討及び当該地域が持つ特性を踏まえ、跡地活用の基本構想を以下のとおり定める。

1 活用の方向性

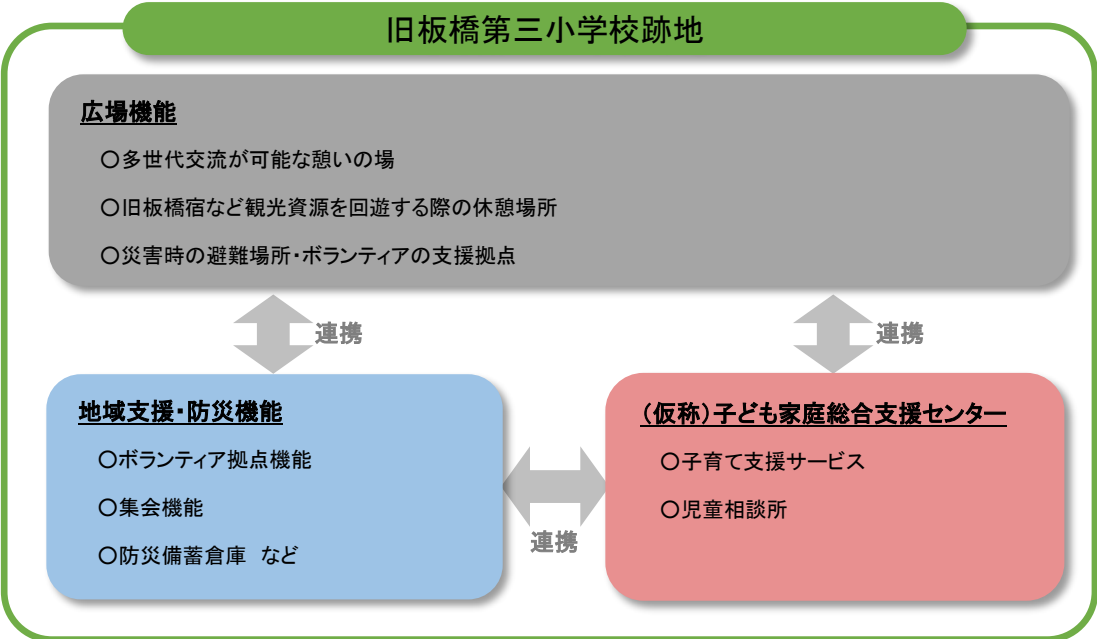
【テーマ（案）】
子どもの健やかな成育を支える、多世代交流・防災機能を備えた総合拠点

(1) 核となる機能

- ① (仮称)子ども家庭総合支援センターの整備
- ② 防災・コミュニティ機能の充実
- ③ 上記①②との相乗効果が期待できる機能
- ④ 暫定利用機能の継承

(2) 整備すべき機能

- ・ 児童相談所
- ・ 子育て支援サービス
- ・ 広場機能
- ・ ボランティア拠点機能（防災・社会福祉・観光）
- ・ 集会機能
- ・ 暫定利用機能（いたばし総合ボランティアセンター、板橋区保護司会更生保護サポートセンター、防災備蓄倉庫、板橋第三小・稲荷台小学校記念室 等）



2 具体的な整備案

(1) (仮称) 子ども家庭総合支援センターの整備

児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ(仮称)子ども家庭総合支援センターの整備については、病院や警察、区役所等の関係機関との連携や交通利便性等を考慮し、当該地に整備することとした。

(2) ボランティア拠点機能の整備

地域の特性及び防災上の課題を踏まえ、ボランティア等の社会資源に関するネットワーク形成及びコーディネート等を担う総合ボランティアセンター機能を確保する。

災害時に支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動の円滑化を図るには、全国規模のネットワークが活かせる社会福祉協議会との連携が期待される。

総合ボランティアセンター機能と複合化することで、平時においても社会福祉・地域活動等の分野で相乗効果を生み出すことができると考えられることから、板橋区社会福祉協議会事務所の配置に向けた検討を進める。

機能を確保するにあたっては、現行のいたばし総合ボランティアセンターの現状及び課題について把握・分析した上で、ボランティアセンターのあるべき姿について整理する。

(3) 広場機能

防災上の課題を踏まえ、都市のオープンスペースとして多目的に活用可能な広場を整備する。

<平時の用途>

- ・子育て世代を含む多世代交流が可能な憩いの広場
- ・防災訓練等の実施
- ・縁切り榎等の旧板橋宿にある観光資源を回遊する際の休憩場所 等

<災害時の用途>

- ・地域の避難地、避難路及び延焼防止
- ・全国からの支援ボランティアの集合場所 等

(4) 防災備蓄倉庫の整備

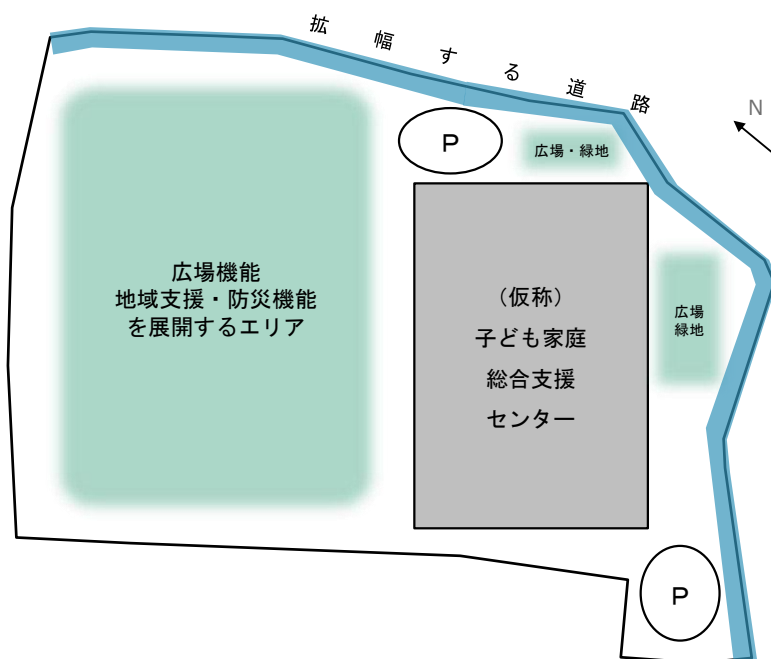
避難所としての機能に加え、発災時に環状七号線以南へ不足物資の供給を速やかに行うことができるよう、防災備蓄倉庫を確保する。

(5) 集会機能の整備

地域及び防災・観光等のボランティアの会議・研修等、多目的に活用可能な集会機能を確保する。

(6) 道路の拡幅

防災上の課題を踏まえ、迅速に安全・安心なまちづくりを実現するために、周辺の狭隘道路について、幅員6mの公道に拡幅整備を行う。



整備後の敷地のイメージ

3 整備スケジュール

(1) 第1期（～平成33年度）

新たな行政需要への対応となる児童相談所機能を含む（仮称）子ども家庭総合支援センターについては、第1期として以下の工程に沿って先行して整備を進める。

（仮称）子ども家庭総合支援センターの整備工程

	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）	平成33年度（2021年度）
施設整備	基本設計・実施設計		建設工事	
解体工事 （体育館、プール、東側校舎等）	解体設計	解体工事		
児童相談行政の体制・組織	検討	組織・人員の検討		
人材の確保・育成	長期派遣研修、採用			
児童相談所設置市の事務	各所管での課題検討	組織・人員の検討、事務引継		

(2) 第2期（（仮称）子ども家庭総合支援センター開設以降）

（仮称）子ども家庭総合支援センターを除くその他の機能については、第2期として、（仮称）子ども家庭総合支援センターが開設予定の平成33年度以降に機能の確保を図る。

第2期整備については、児童相談所機能に関する、現時点で見定めることができない課題や、開設までに解決しなければならない課題を見据え、検討していく。

4 敷地の特性及び課題

(1) 立地、交通環境及び周辺環境

旧板橋第三小学校跡地は、6,000 m²を超える大規模な敷地である。空地が少ない周辺地域において、防災・地域コミュニティ活性化という2つの重要な役割を担ってきている。

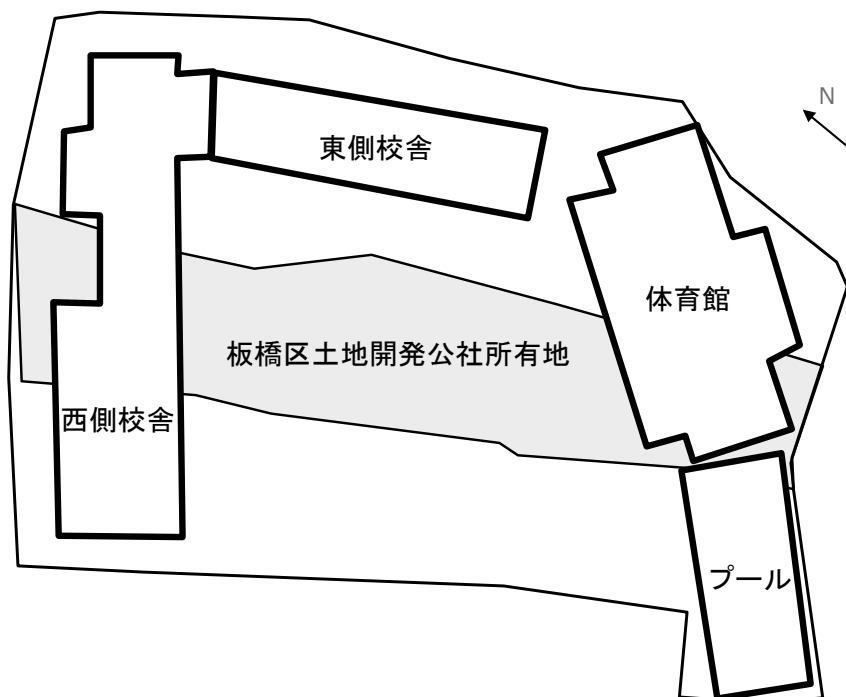
都営三田線板橋本町駅至近であり、国道17号、環状七号線及び首都高速5号池袋線板橋本町出入口に近く、交通の便が良い。

板橋区役所本庁舎、板橋警察署及び板橋消防署等の官公庁に近接している。また、近隣には災害拠点病院として指定されている帝京大学医学部附属病院が位置する。

(2) 歴史及び地域文化

周辺は中山道の宿場町として栄えた板橋宿周辺のエリアであり、石神井川の桜や旧中山道沿いの縁切り榎、板橋区の地名の由来とされる板橋等の観光資源が豊富である。

平成14年3月の閉校以来、旧校舎を改修して用途転用し、いたばしローニャ子ども絵本館、いたばし総合ボランティアセンター等として暫定利用している。いずれの施設も10年程度継続して現地で運営してきた。



敷地現況配置図

(3) 行政課題・地域課題

① 児童相談所の設置

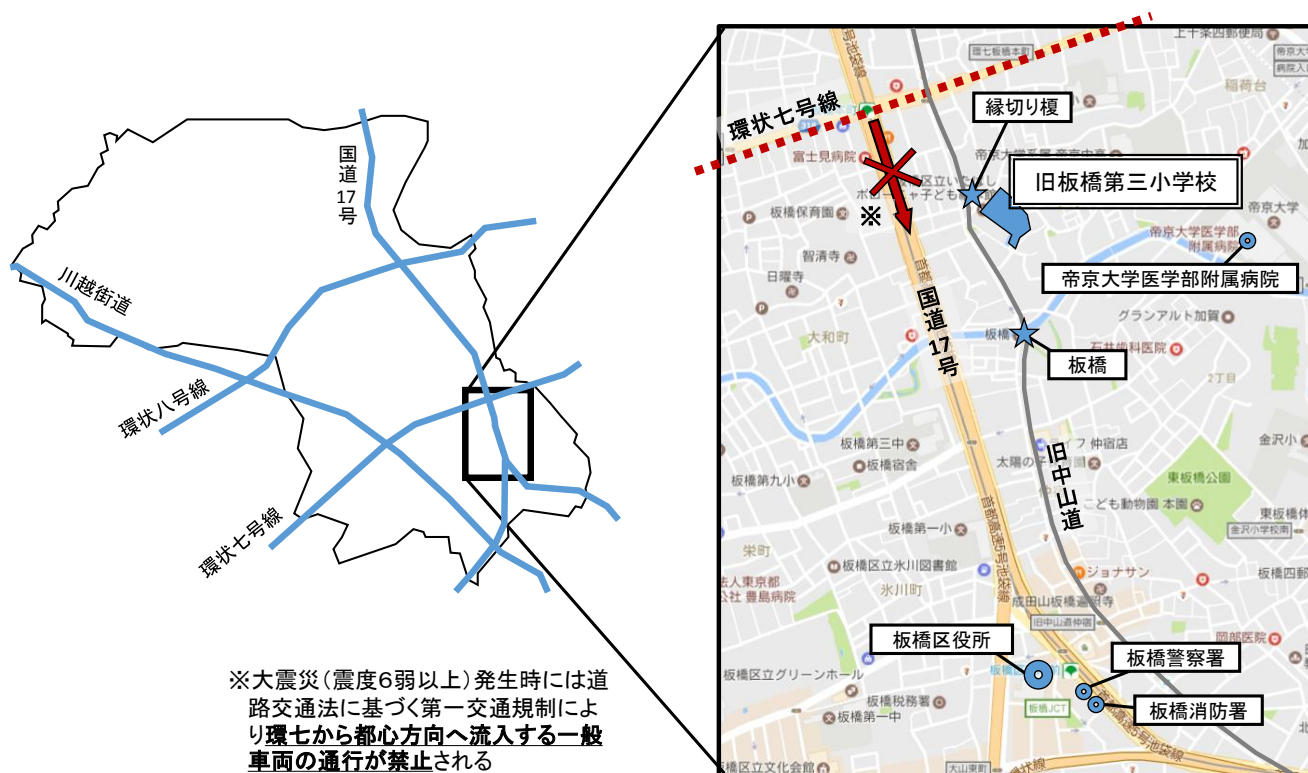
児童相談所の設置が喫緊の課題となっており、すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点が必要である。

② 区全体の防災上の課題

震度6弱以上の大震災発生時には国道17号が緊急自動車専用路となり、環状七号線以南への一般車両の通行が禁止されるため、物資の輸送に支障が生じることが想定される。

③ 地域における防災上の課題

旧板橋第三小学校周辺地域は、狭隘道路が多く、狭小敷地と木造住宅が密集する市街地が形成されており、震災時の建物倒壊、火災の延焼、避難上の危険性が高く、防災上の課題を抱えている。



周辺配置図

(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画について

板橋区では、複雑多様化する児童虐待相談への対応や、児童相談行政の二元体制を解消するため「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター」を設置します。

平成29年5月に策定した「基本構想」を踏まえ、施設内のエリアイメージや整備方針など、具体的な施設整備計画としての「基本計画」(中間のまとめ)を作成しましたので、ご報告します。

1 目的

本計画は「基本構想」を具体化し、建設規模・構成、機能及び設備に関する諸条件などをまとめ、設計の与条件として示すものです。

今後これを基に、基本設計・実施設計、建設工事に取り組んでいきます。

2 基本計画概要

別添『(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画(中間のまとめ・概要版)』のとおり

3 施設の整備工程について

当初、平成30・31年度と年度ごとに2期に分けた解体工事について、一体化して1期のみで実施します。

これにより解体工事期間を縮減し、近隣住民の方への影響を最小限とするとともに、地域の方から要望のあった広場としての利用(地域のお祭り等)をできるだけ可能とする工程としました。

変更前後の解体等の工程

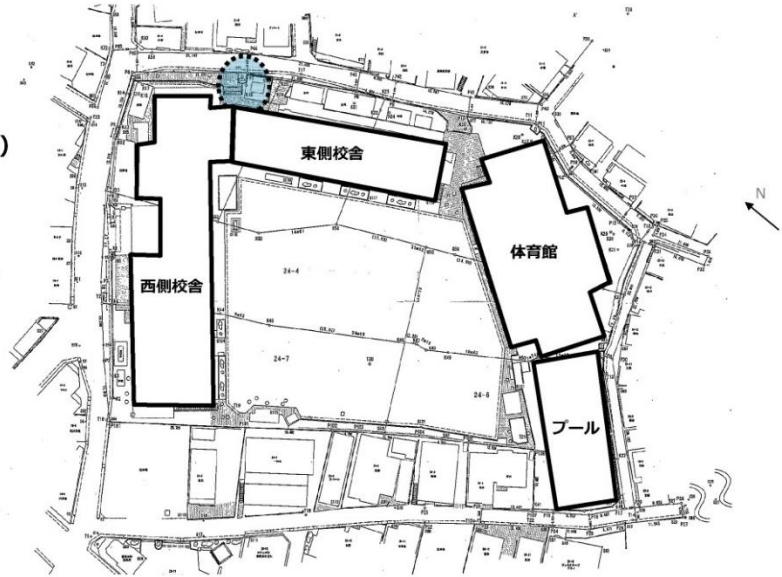
		平成30年度(2018年度)		平成31年度(2019年度)	
解体電気工事		5月	6か月	10月	
解体設計	変更前	7月	9か月	3月	
	変更後	5月	8か月	12月	
解体工事	変更前	6月	10か月	3月	6月
	変更後			2月	3月
基本・実施設計			11月	16か月	2月

整備工程のイメージ図は、裏面のとおりです。

施設整備の工程（案）

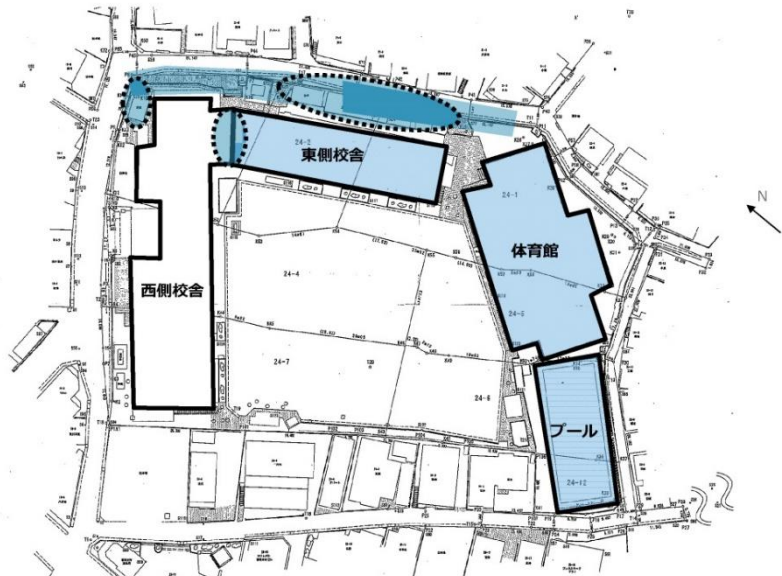
平成30年度 5月～10月

解体電気工事（受変電設備改修）



平成30年度 2月
～平成31年度 3月末

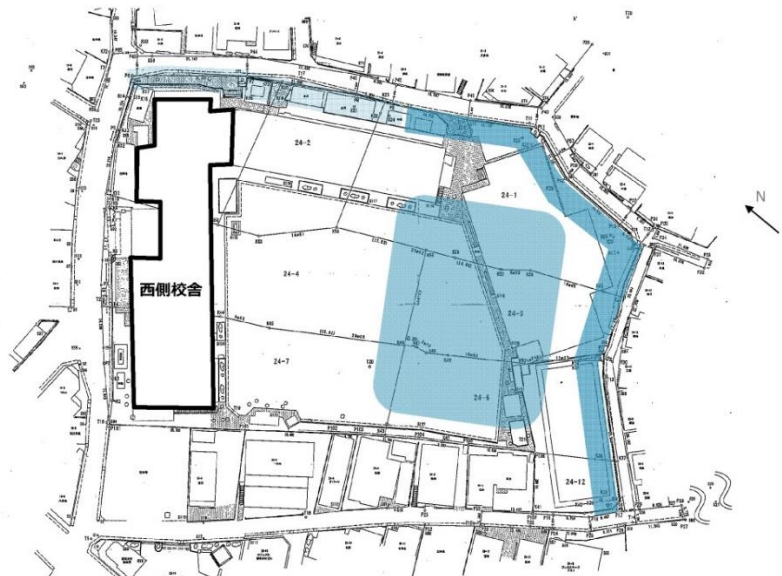
体育館及びプール解体工事・
道路拡幅仮整備・
東側校舎等解体工事



平成32～33年度

（仮称）子ども家庭総合支援
センター施設整備工事

※配置場所・規模はイメージ



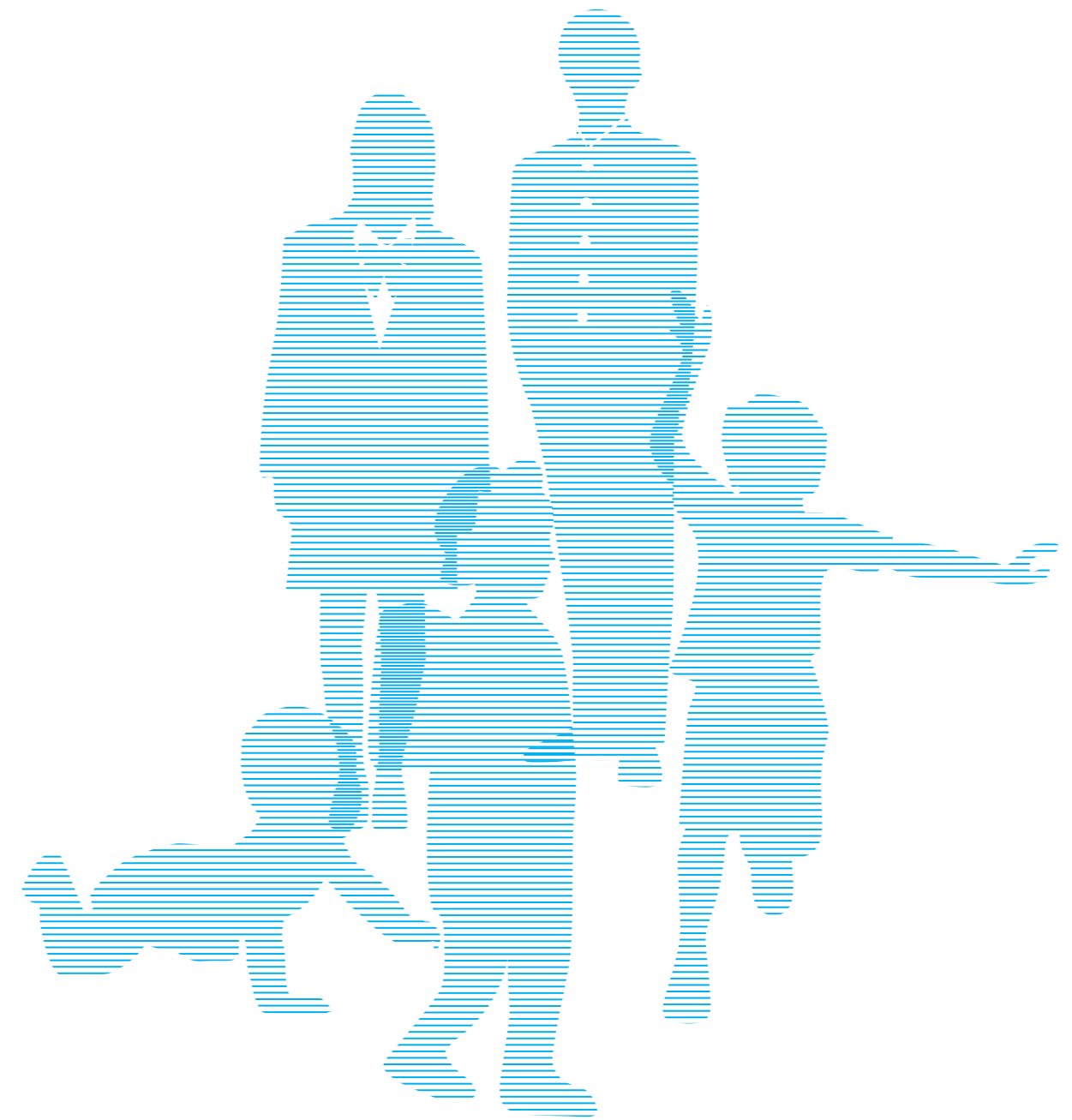
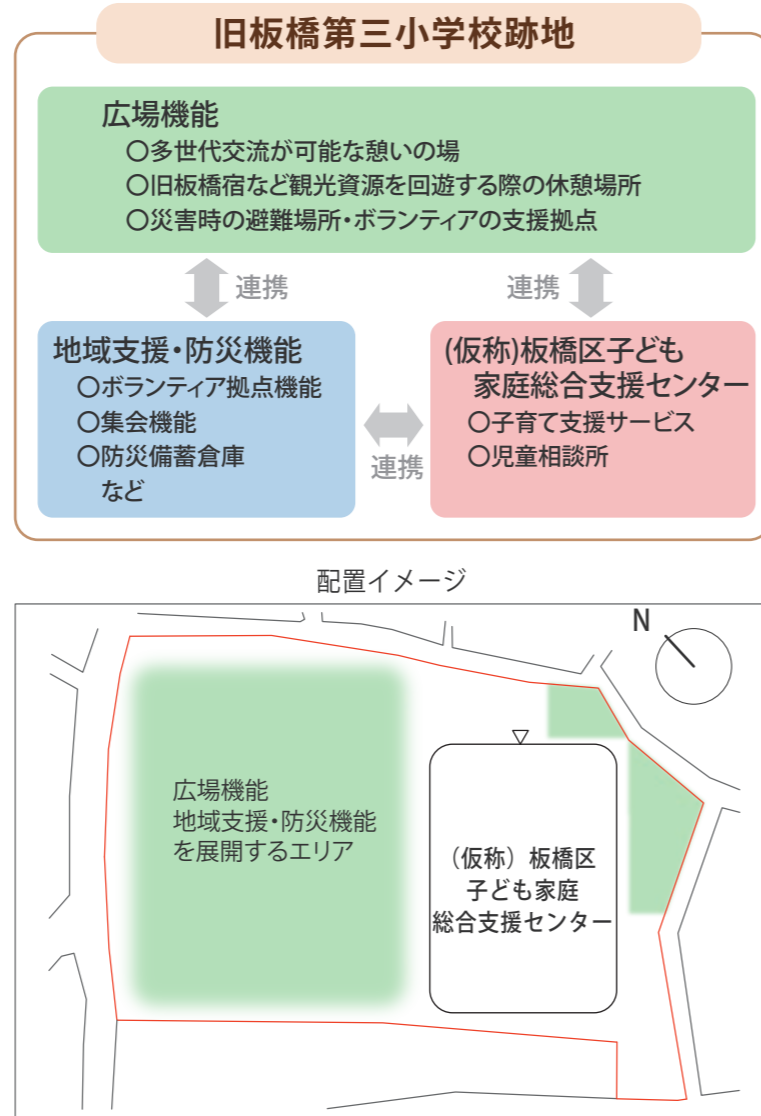
■設置場所



住所：板橋区本町 24-1
 (旧板橋第三小学校)
 アクセス：都営地下鉄三田線
 「板橋本町駅」徒歩7分

■設置場所となる旧板橋第三小学校跡地活用の方向性

子どもの健やかな成育を支える、多世代交流・防災機能を備えた総合拠点として、地域が有する課題である防災性の向上などを考慮した全体的な活用を図っていきます。



スケジュール

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
施設整備	基本設計・実施設計		建設工事	
解体工事	解体設計	解体工事		
児童相談行政の体制・組織	検討	組織・人員の検討		
人材の確保・育成	長期派遣研修、採用			
児童相談所設置市の事務	課題検討	組織・人員の検討、事務引継		

(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画
 (中間のまとめ・概要版)



（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センター基本方針

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する
子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点

■ 基礎的自治体である区が児童相談所を設置する効果を活かします

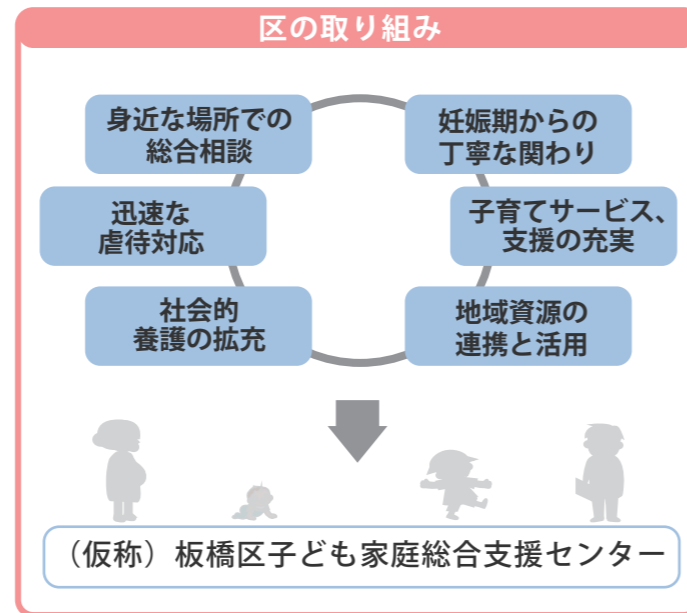
児童相談所業務と身近な子育て支援サービスを併せて行う子ども家庭総合支援センターを中心に、子どもと関わる様々な関係機関が連携する体制を構築し、『妊娠・出産から一貫した切れ目のない支援』をめざします。

■ 専門職員がひとつの建物に集まる効果を活かします

これまで区が担ってきた身近な子育て相談と都が担ってきた専門相談を統合することを活かし、『相談のワンストップ化』『迅速できめ細やかな支援』を図ります。

■ 地域の力を活かします

地域の養育力の向上を図ることで、地域ぐるみで育て・見守る「地域の子育て」支援を推進します。



施設の構成

子ども家庭総合支援センターは、3つの基本的な取り組みを実現するため、5つの機能により構成します。

■ 基本的な取り組み

子育てしやすく
安心な環境の提供

「地域の子育て」
支援の推進

特別な支援が必要な
家庭への支援

■ 機能

総合相談機能

18歳未満の子どもについて、子ども自身や保護者からの子育ての相談に応じる相談窓口を一本化し、関係機関と連携を図ります。

子育て支援サービス機能

すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスを提供します。

地域の子育て支援機能

地域の養育力の向上を図ることで、「地域の子育て」支援体制を推進します。

専門相談・援助機能

子どもや家庭が抱える課題や、子どもの置かれた環境やニーズに応じて、専門的な角度から調査・判定・診断し、効果的な援助を行います。

一時保護所機能

様々な事情で一時的に安全を確保する必要がある子どもについて、安心できる環境の提供と必要な支援を行います。

施設整備の考え方

■ 子どもや来所者の安心・安全への配慮

■ 明るく温かみのある環境の整備

■ ユニバーサルデザインへの配慮

■ 環境への配慮、コスト削減の実践

■ 周辺環境への配慮

5つの考えをもとに、
4つのエリアを配置します。



■ 一般開放エリア（子育て支援サービス機能）
地域に開かれた子育て支援施設として、身近な相談機能や、来所者同士や地域住民・ボランティアとの接点を生み出す場を提供します。

諸室例
総合相談案内、面談室、親子コミュニティスペース、赤ちゃんの駅、だれでもトイレ

■ 専門的支援エリア（児童相談所機能）
児童福祉司・児童心理司・医師などの専門スタッフによる調査・判定・診断により、必要な援助を行います。

諸室例
各種面接室、プレイルーム、屋内運動スペース

■ 一時保護所エリア

諸室例
児童居室、浴室・洗面・トイレ、学習スペース

■ 管理部門エリア

諸室例
事務室、会議室、宿直室、調理室、倉庫

- ・一般開放エリアと専門的支援エリアは近接配置し、連携を図ります。
- ・一時保護所エリアは、一般来所者と動線を分離し、プライバシーとセキュリティに配慮した構成とします。

施設規模

主要用途：児童福祉施設等

敷地面積：未定

延床面積：約 3,500 m²

階数：地上 3 階

